

保護者が作った子供たちのための補償制度です

児童・生徒 総合補償制度

もしもその1 /

子供が運転する自転車で
人にケガをさせてしまった

個人賠償責任補償 無制限 補償！

他にケガを負わせてしまった、他人の物を壊してしまった、などの場合にご家族も含め、無制限で補償します。（日本国外は1億円限度）

自転車条例対応

ご家族も補償

示談交渉サービス付き
(国内のみ)

傷害総合保険

児童・生徒総合補償制度…

育英費用、児童・生徒の傷害・病気、家族を含めた賠償事故を総合的に補償する保険です。



もしもその2 /

ケガや病気で入院・手術することに

24時間365日の補償

お子様の学校や、日常生活でのケガ・熱中症・疾病などに対して補償されます
(疾病補償はB、Cプランには補償されません)

もしもその3 /

扶養者の万一に備えます

育英費用の補償

扶養者が万が一の場合（火事・海外旅行中・交通事故等での死亡）に一時金が支払われます

もしもその4 /

SNSいじめ誹謗中傷に

弁護のちから

いじめ・誹謗中傷などへの対応、法的なトラブルを弁護士がサポートします

団体割引適用

30%
OFF

1ヶ月あたり750円！

（プランB 年間掛金9,000円の場合）

4月1日からの安心のために、3月30日までのお申込みをお薦めします

第1次締切

お申込み切

保険期間 2024年4月1日午前0時～2025年4月1日午後4時まで1年間

2024年3月30日(土)

第2次締切

お申込み切

保険期間 2024年5月1日午前0時～2025年4月1日午後4時まで11か月

2024年4月25日(木)

第3次締切

お申込み切

保険期間 2024年6月1日午前0時～2025年4月1日午後4時まで10か月

2024年5月25日(土)

●加入申込はWEBで！（申込方法は2ページ）

保護者のみなさまへ

ご入学、ご進学を迎えるお子さまに、同じ小学生の保護者としてお祝いを申し上げます。
私たち一般社団法人東京都PTA協議会は、2024年度より本補償制度を開始する運びとなりました。

保護者が作った子供たちのための補償制度です

小学生の保護者が「本当に必要な補償とは」を真剣に考え、プランを作りました。

お支払いただく掛金の一部は、東京のPTAのために活用いたします

本制度の制度運営費は、都内約1,300の小学校等PTA、PTA連合会ならびに当協議会の運営のために適切に活用いたします。(関連情報は開示いたします)

全国組織のスケールメリットを活かした補償制度です

本制度は「一般社団法人全国PTA連絡協議会」を団体契約者としています。
東京以外でも加入者募集を行うため、加入状況に応じ将来的な割引率向上が見込めます。

「わかりやすく透明性のある補償制度」をみなさまにご提供できるよう努力してまいります。

今後ともご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人 東京都PTA協議会
会長 岡部 健作



自転車による賠償事故の高額化に備えて

(個人賠償責任補償)



保険金額は無制限 (日本国外は1億円限度)

自転車の重大事故によって高額な賠償金を請求されるケースが増えています。そのため、各自治体では、“被害者の保護”と“加害者の経済的負担軽減”的ため、自転車保険への加入を義務化する動きが進んでいます。本補償制度は、お子さまだけではなくご家族の皆様が、自転車運転中に誤って他人にケガを負わせたり、駐車中のクルマをキズつけ賠償しなければならない場合はもちろん、日常生活による偶然な事故で法律上の賠償事故を負ってしまった場合に備え、**賠償金額・無制限での補償(示談交渉サービス付(日本国内のみ))**を全プランに導入いたしました。この機会に是非ご加入をご検討ください。

実際にあった補償事例

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)。

※一般社団法人日本損害保険協会「自転車事故への備えに関するチラシ・全国版2023年8月版」より

自転車の賠償事故例

9,521万円





ご加入手続きについて

あらかじめ、ご加入するプランをお手元のパンフレットからお選びいただいておくとスムーズです。

ご加入内容の登録が完了したら

ご加入内容の登録後、そのままインターネット上で口座をご登録いただけます。



※標準カメラからの2次元コードスキャンが便利です

大切なご案内はご登録いただいたメールアドレスに送信させていただきますので、必ずご確認ください。

「@sjnk-pmd.dga.jp」のドメインを受信できるように設定してください。お客様の迷惑メール対策設定によっては、「ワンタイムパスワード」が届かない場合があります。

PCからの場合 ▶ <https://sjnk-pmd.dga.jp/tp/zenp-tokyo>

必ず アドレスバーに
URLを入力してください。

<https://sjnk-pmd.dga.jp/tp/zenp-tokyo>



ご注意ください

アクセス推奨環境について

アクセスが集中した場合、一時的にご加入手続きができなくなることがあります。その際は、同月の26日までお待ちいただき、お申込み切までにお手続きください。

スマートフォン(タブレット) iPhone/iPad OS…iOS11以降 ブラウザ…Safari
Android OS…Android 6.0以降 ブラウザ…Chrome

パソコン Windows OS…Windows10以降 ブラウザ…Edge/Chrome/Firefox
Mac OS…Mac OS Sierra 10.12 ブラウザ…safari/Chrome

※iPhone/iPadのブラウザについて
ブラウザのバージョンはiPadでは確認できませんが、通常はOSのソフトウェアアップデートで自動的にバージョンアップされます。
※古いバージョンのOSおよびブラウザでは正常に動作しないことがありますので、最新版のインストールを推奨いたします。

S O M P O
健康 **生活** **サ** **ポ** **ー** **ト** **サー** **ビ** **ス**

無料!

SOMPO健康・生活サポートサービスは、児童・生徒総合補償制度にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料の電話相談サービスです。

- 健康・医療相談サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス（予約制）
- メンタルヘルス相談サービス

- 介護関連相談サービス
- 法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）
一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス

(注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることができますので了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめ了承ください。

(注5) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

(注6) ご利用いただく際は、ご加入後の「SOMPO健康・生活サポートサービスのご案内」に記載の専用電話番号までご連絡ください。

児童・生徒総合補償制度

保険期間 2024年4月1日 午前0時～2025年4月1日 午後4時まで1年間

団体割引適用 30% OFF

1年間を補償！

保険期間と保険金額・掛金

割引適用前の掛金

年間掛金 一時払 掛金には※制度運営費が含まれています

おすすめ！

プラン SS

25,360円
18,000円

プラン S

21,140円
15,000円

人気No.1

プラン A

16,910円
12,000円

プラン B

12,670円
9,000円

備えて安心！

プラン C

5,630円
4,000円

中途加入の場合 締切日と保険期間

2次締切日 2024/4/25まで
保険期間 2024/5/1～11か月

3次締切日 2024/5/25まで
保険期間 2024/6/1～10か月

中途加入時の掛金

16,560円

13,810円

11,050円

8,290円

3,680円

15,150円

12,630円

10,100円

7,570円

3,370円

個人賠償責任保険金額

国内:無制限 (国外:1億円)

国内:無制限 (国外:1億円)

国内:無制限 (国外:1億円)

国内:無制限 (国外:1億円)

国内:無制限 (国外:1億円)

育英費用保険金

100万円

100万円

50万円

50万円

—

死亡・後遺障害保険金

215万円

211万円

173万円

212万円

149.5万円

入院保険金日額

4,000円

3,000円

3,000円

2,000円

1,000円

ケガ 手術保険金

2,000円

1,500円

1,500円

1,000円

—

通院保険金日額

2,000円

2,000円

2,000円

—

—

疾病 手術保険金

2,000円

2,000円

—

—

—

手術保険金
(継続して4日を超えて入院し、退院後の通院)

1,000円

1,000円

1,000円

—

—

入院療養一時金

10万円

10万円

10万円

—

—

弁護士費用保険金 (自己負担割合10%)

通算100万円限度

通算100万円限度

—

—

—

法律相談・書類作成費用保険金 (自己負担額1,000円)

通算 10万円 限度

通算 10万円 限度

—

—

—

携行品損害補償 (自己負担額3,000円)

10万円

—

—

—

—

天災補償 (地震・噴火またはこれらによる津波)

○

○

○

○

○

熱中症補償 (日射・熱射)

○

○

○

○

○

細菌性ウイルス性食中毒補償

○

○

○

○

○

特定感染症 (O-157 等)

○

○

○

○

—

※制度運営費

900円

750円

600円

450円

200円

※地震、噴火またはこれらによる津波の補償は、ケガの補償と育英費用保険金が対象となります。

※天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約（180日）がセットされています。

※SS, S, A, B プランには特定感染症危険（後遺障害・入院・通院および葬祭費用保険金）補償特約がセットされています。

※保険料のうち、疾病保険特約および入院療養一時金支払特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。（2023年11月現在）

※記載の保険金額・保険料は加入者数1万名以上にて計算しています。ご契約開始の際に加入者数が1万名未満になった場合は保険金額を調整させていただきます。

また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんのであらかじめご了承ください。

※制度運営費は一般社団法人全国P.T.A連絡協議会が本制度を運営する為の諸経費（通信費等）として使用いたします。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。



他人に損害を与えた場合

個人賠償責任補償（国内外補償）

補償の対象者
ご本人とご家族

国内外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人のものを壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の賠償責任を負担することになった場合に補償します。

例えば
こんな時

- ・自転車で他人にぶつかりケガを負わせた
- ・友人に借りたタブレットを破損した*
- ・飼い犬が他人にかみついてケガを負わせた
- ・スキー中に他人にケガを負わせた

*ご自身で所有しているタブレットは補償の対象外となりますので、ご注意ください。



■こどもが加害者になることも

およそ8分に1件の割合で、自転車事故が発生しています。*

*一般社団法人日本損害保険協会「自転車事故への備えに関するチラシ・全国版2021年8月版」より

保険金額 無制限！
(日本国外は1億円限度)

自転車条例に
対応！

示談交渉サービス付き！
(日本国内のみ)

ケガや病気で入院・手術をする場合

24時間365日の補償

補償の対象者
ご本人のみ

お子様が学校だけではなく、日常生活でのケガ・熱中症・疾病などに対して補償されます。(疾病補償はSS,S,Aプランに補償されます)

例えば
こんな時

- ・学校でケガをしてしまった
- ・日常生活でのケガ
- ・レジャー・スポーツ中のケガ
- ・交通事故によるケガ



■学校でのケガの半数以上が 運動中の活動で発生しています。

特に、運動中のケガによるご請求が例年増加しております。

実際にあった補償事例 /

自転車運転中に転倒し、骨折をした。10日間入院し、手術も行った。退院後、20日間通院した。

保険金支払額 9万円

内訳

入院保険金	3,000円×10日	… 3万円
手術保険金	3,000円×10倍	… 3万円
通院保険金	1,500円×20日	… 3万円

*実際のお支払いはご加入の内容やおケガの状態により異なります。

天災の補償

地震・噴火またはこれらによる津波の事故でケガをした場合に、入院・通院・死亡・後遺障害・手術および育英費用※を補償します。
※上記事故により扶養者が不要不能状態になった場合。

熱中症の補償

日射または熱射により身体に障害を被った場合に入院・通院・死亡・後遺障害・手術を補償します。

食中毒の補償

細菌性食中毒またはウイルス性食中毒により、死亡・後遺障害が生じた場合・入院・手術・通院した場合に補償します。

特定感染症の補償

O-157などの特定感染症により、後遺障害が生じた場合・入院・通院した場合に補償します。

事故により扶養者に 万一のことがあった場合

育英費用の補償

補償の対象者
扶養者

扶養者の方がケガにより死亡した場合に補償します。
(SS,S,A,Bプランに補償されます)

例えば
こんな時

- ・扶養者が火事で死亡した
- ・扶養者が海外旅行中に死亡した
- ・扶養者が車に衝突されて死亡した

補償の対象者
ご本人のみ

携行品損害の補償

生徒本人の身の回り品が住宅外において盗まれたり、偶然な事故で破損した場合に補償されます。
(SSプランに補償されます)

例えば
こんな時

- ・公園でバドミントンで遊んでいたところ誤ってラケットを折ってしまった。



いじめや誹謗中傷などの法的なトラブル時に

弁護のちから

補償の対象者
ご本人のみ



次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

(SS,S プランに補償されます)

例えば
こんな時

人格権侵害※

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷が多い、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。

被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。

(※) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

保険金額
通算
100万円限度
(保険期間1年につき)

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任にかかる費用



(100% -)**自己負担割合 10%**

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。



いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

＼お支払い事例（被害事故に関するトラブル）／

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

保険金支払額 45万円9,000円

弁護士等への委任にかかる費用

・着手金 15万円
・報酬金 35万円

弁護士費用保険金のお支払い額

50万円 × (100% - 10% (自己負担割合)) = **45万円**

法律相談・書類作成にかかる費用

1万円

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額

1万円 - 1,000円 (自己負担額) = **9,000円**

(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。

■保険責任は保険期間開始日の午前0時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

■同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、弁護士等への委任もしくは弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼とみなし、保険金が支払われる最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われた時に一連の弁護士等への委任および弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

対象となるトラブルの当事者

<被保険者ご本人がお子さまの場合>

被保険者ご本人が遭遇された
トラブルが対象となります。

お子さまが成人後も補償の対象となります。

トラブルの当事者
被保険者ご本人

X 以下のようなトラブルは保険金の
お支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音・振動・悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

保険金額
通算
10万円限度
(保険期間1年につき)

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成にかかる費用

— **自己負担額
(免責金額)**

1,000円

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいなくても安心!

弁護士紹介サービス

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

被害事故・嫌がらせ相談窓口

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) 利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

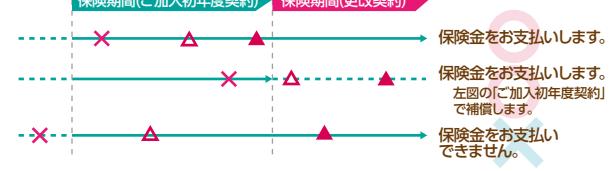
事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

保険責任の開始 (原因事故発生日と保険期間との関係) (イメージ図)

ご加入初年度契約保険期間
開始日 (責任開始日)

× 原因事故発生日 △ 法律相談・書類作成依頼
▲ 弁護士等への委任

保険期間(ご加入初年度契約) 保険期間(更改契約)



事故のご連絡について

万一、事故にあわれたら

事故にあわれたときは、**早急に取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。**

事故の発生の日から**30日以内**にご通知がない場合は、

保険金の全額または一部をお支払いできない

ことがありますのでご注意ください。

賠償しなければならないと思われる事故が発生した場合は、
事故の対応につきご相談ください。

あらかじめ**損保ジャパンとご相談されず賠償金を支払われた場合は、保険金の全額または一部をお支払いできることがあります**のでご注意ください。

事故が起こった場合のご連絡先

**損保ジャパン事故サポートセンター
0120-727-110**

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店
または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

受付時間
**24時間
365日**



保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは概要を説明したもので、詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sonpo-japan.co.jp/>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は保険料の払込後、WEB画面でご確認ください。確認できない場合は損保ジャパンまでご照会ください。

●SS-S-Aタイプは介護医療保険料控除の対象となります。10月以降、対象の方へ《団体保険加入者カード(加入者証)・保険料控除証明書》が発送されます。届かない場合は損保ジャパンまでご照会ください。

補償制度に関するお問い合わせは

取扱代理店

株式会社インターフィールド・トラスト

〒123-0863 東京都足立区谷在家1-23-11-701

TEL : 03-3857-9398 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

団体契約者



一般社団法人
全国PTA連絡協議会

制度引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

東京支店東京第五支社

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL : 03-3231-4120 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

**LINEで 事故のご連絡 と
保険金のご請求 も可能です！**

1. 下記の2次元コードを読み取って、当社公式アカウントの友だち追加を行ってください。

2. 損保ジャパン公式アカウントメニュー内の「チャット受付」をタップし、自動応答に沿って事故情報を入力ください。



LINE友だち登録はこちらから

